

# 平成30年北海道胆振東部地震にかかる 災害復旧資金等のごあんない

平成30年北海道胆振東部地震により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、被災地の皆さまの復旧を支援するため、この度、融資率の引上げ、3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務※問題対策のための償還期間の延長など、通常の災害復旧資金の融資条件に更なる優遇措置を講じております。

これからも、被災地の皆さまの復旧支援に全力で取り組んで参ります。

## 1. ご利用いただけるお客さま

平成30年北海道胆振東部地震により被災された指定訪問看護事業の事業者  
なお、対象となる地域は、北海道勇払郡厚真町、安平町、むかわ町です。

## 2. ご融資の概要

- (1) 建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- (3) 長期運転資金（賞与等の人件費など）

## 3. 返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、当該災害により被害を受けられたお客さまに対して、当面6か月間の元利金の支払いにかかるご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により、6か月以上の返済猶予も可能）。

## 4. ご融資の窓口

【ご融資に係る窓口】

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9940 FAX：03-3438-0659

【ご返済に係る窓口】

顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939 FAX：03-3438-0248

### ※二重債務となる方とは…

平成30年北海道胆振東部地震の被災以前から、施設及び事業を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

## 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金

		貸付条件
貸付限度額		所要額の100%（※1、※2、※3）
（据置期間） 償還期間	設置・整備資金	8年以内（3年以内）
	賃借 敷金・保証金 権利金	8年以内（3年以内）
貸付利率 （※4）		《当初3年間》 7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準金利▲0.9% 《4年目以降》 基準金利同率
担保		不動産担保 無担保は1,000万円まで
保証人		「保証人不要制度」又は「個人保証」の いずれかを選択（※5）

- ※1 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費を含みます。
- ※2 医療機器・備品については、1品10万円以上のものに限りです。
- ※3 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※4 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※5 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子の期間は0.15%となります）。

（注意点）

1. 平成30年北海道胆振東部地震により激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律が適用された地域のお客さまに限りです。
2. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
3. ご融資には審査があります。

### ◆二重債務となる方への特別優遇措置

設置・整備資金 償還（据置）期間	耐火	20年以内（3年以内）
	その他	15年以内（3年以内）

## 長期運転資金

	貸付条件
貸付限度額	1,000万円(※1)
償還期間 (据置期間) (※2)	15年以内(3年以内)
貸付利率 (※3)	《当初3年間》 無利子 《4年目以降》 基準金利同率
担保	無担保
保証人	「保証人不要制度」又は「個人保証」の いずれかを選択(※4)

- ※1 所要額の100%または貸付限度額のうち、低いものが貸付金額です。
- ※2 償還期間が10年以内の場合については、据置期間は2年6か月以内となります。
- ※3 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※4 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます(無利子の期間は0.15%となります)。

(注意点)

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合には、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。